

赤井川村立小学校適正配置検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、赤井川村立小学校の適正規模及び適正配置について検討し、子供たちにとってよりよい学校教育環境を整備し、学校教育の質の維持及び向上に取り組むため、赤井川村立小学校適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 村立小学校の適正規模に関すること。
- (2) 村立小学校の適正配置に関すること。
- (3) 「赤井川村立小学校適正配置計画」の策定に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 検討委員会は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者の代表
- (2) 地域の代表
- (3) 村立学校の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による村民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事務の計画策定の日までとする。

2 委員の退職等により欠員が生じた場合は速やかに補充し、補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は教育委員会において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関わる必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(特例措置)

2 この要綱の施行日以後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、検討委員会が解散した日の翌日にその効力を失う。